

町指定ごみ袋

Q1 町指定ごみ袋の空欄には何を記入すればいいですか？

A 名前や番地を記入してください。



出すごみに責任を持っていただくため、指定ごみ袋の「空欄」には、各町内会で決められたことを記入してください。

Q2 透明な袋と町指定ごみ袋を二重にして出してもいいですか？

A 二重にする場合は、必ず外が町指定ごみ袋になるようにしてください。

Q3 町指定ごみ袋の一部が破れました。どうしたらいいですか？

A 袋の製品不良を除き、交換は出来ません。
テープなどで、ごみが袋から出ない様に補修して出してください。

Q4 町指定ごみ袋に入れば、どんなに重いごみも入れてもいいですか？

A 1袋あたり、20kg(一人で動かせる重さ)の重さまでです。
※重すぎると、収集作業員が運べません。

Q5 町指定ごみ袋の大きさの種類を増やす予定はありますか？

A 現在は、予定ありません。
指定ごみ袋制度は、他市町が運用している実例も参考にしながら導入させていただくことになりました。今後の見直しは、制度変更後の排出状況や町民の方々からの意見要望等も踏まえ、検討することになります。



不燃ごみ

Q6 町指定ごみ袋に金属製品とガラス製品を混ぜて出してもいいですか？

A 混ぜて出せます。
ただし、刃物類や割れた皿などの不燃ごみは、収集作業員に危険が及ぶこともありますので新聞紙などで包んでください。

Q7 傘など棒状の不燃ごみは、町指定ごみ袋から、はみ出してもいいですか？

A 切断などを行い小さくして袋に入れば、ごみ袋に入れて出せます。ただし、袋の口を縛ることができない大きさのごみは「粗大ごみ」扱いとなります。なお、傘は唯一の例外として不燃ごみの指定ごみ袋からはみ出している場合、袋に半分以上入った状態で口がしばってあれば収集します。
※傘の種類は雨傘、日傘に限ります。(ビーチパラソルは粗大ごみです)



粗大ごみ

Q8 粗大ごみを出すときに、粗大ごみ以外のごみを一緒に出すことはできますか？

A 可能です。
自己搬入または戸別収集の時に指定ごみ袋以外の透明な袋で一緒に出してください。なお、その場合は「粗大ごみ」扱いとなりますので重量に応じた手数料が必要となります。

Q9 持ち込む車が2台になりますがいいたですか？

A 同時に2台で搬入することはできません。1台での搬入にしてください。

Q10 トラックでの持ち込みは可能ですか？

A 積載量が2tを超える車、ロングボディ、コンテナ型車及びけん引車は搬入できません。また、一人で動かさないものや、合計10点、100kgを超える場合は専門業者や許可業者へ処理を依頼してください。

Q11 当日の支払いに電子マネーやクレジットカードは使えますか？

A 粗大ごみのごみ処理手数料は現金でいただきます。

Q12 自己搬入施設はどこにありますか？

A 笠松町緑町78番地、地図の星印の場所になります。



ルール違反・不法投棄

Q13 町指定ごみ袋以外でごみ集積所に、ごみが排出されていた場合の町の対応は？

A ルールの守られていないごみは「イエローカード」を貼り、原則、収集しません。出された方が責任を持って持ち帰り、適切に処理してください。